

長 建 協 発 第 3 3 6 号
平成 2 6 年 1 0 月 1 6 日

会 員 各 位

一般社団法人長崎県建設業協会
会 長 谷 村 隆 三
[公 印 省 略]

労働安全衛生法施行令の一部を改正する政令及び労働安全衛生規則等の
一部を改正する省令の施行について

かねてより、本会業務の円滑な運営等につきましては、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

標記について、別添のとおり全建を通じ厚生労働省より周知依頼がまいっておりますのでお知らせ申し上げます。

また、今回の改正政省令の条文、新旧対照表、その他パンフレット等については、同省ホームページ（下記をご参照願います。）に掲載されておりますことを申し添えます。

☆厚生労働省ホームページ

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000057700.html>